

木材製品生産拠点施設管理運営事業プロポーザル実施要領

浪江町（以下「町」という。）では、福島再生加速化交付金（木材加工流通施設等整備事業）を活用して平成30年度より整備を開始する「木材製品生産拠点施設」（以下「施設」という。）の管理運営を行う者（以下「管理運営者」という。）を選定するため、以下の要領により施設の具体的内容及び管理運営に関する企画提案を募集します。

1. 事業の目的

東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により大きな被害を受けている避難地域等においては、川上での素材生産活動や川下における木材製品の製造・出荷がほぼ休止状態にあることから、新たな視点からの木材産業の振興が必要となっています。

町では、浪江町復興計画（第二次）に掲げる「新たな産業と雇用の創出」の具体化に当たり、失われた地場産業を復活させ、安定した雇用を確保するため、集成材等の新たな木材利用技術の開発・普及による県産材の利用拡大や需要の創出と併せて、これらの需要に応えうる県産材の安定的・効率的な供給体制を構築することを目的に、中・大断面集成材の製造施設を整備し、運営することにより、双葉郡内における林業・木材産業の復興と再生を図ります。

2. 企画提案募集の内容

以下に掲げる施設の生産目標を達成するために必要となる建物、設備、生産計画、実施体制等について提案いただくものです。（※施設等の設計や工事の請負者を決定する公募ではありません。）

施設の生産目標

項目	内容等	備考（条件等）
製造する製品	構造用集成材（中・大断面）	製造する製品は、全て日本農林規格による
生産規模	施設稼働後5年を目途に15,000m ³ /年とする。※製品ベース	
生産体制	集成材製品（プレカット加工製品を含む）の製造及び当該集成材の製造に必要な材料（ラミナ）の生産を行う施設とする。	

企画提案採択後は、町と協定を締結し管理運営者として町が別に行う実施設計に参画いただくとともに、施設の完成後は、町との貸付契約に基づき同施設を使用して、原木（素材）の製材、集成材製品の製造、販売（以下「生産活動」という。）を行いながら、自立的経営を確立して施設の管理運営を担っていただきます。

3. 施設の概要

(1) 整備主体

浪江町

(2) 整備予定地

浪江町棚塩産業団地内（双葉郡浪江町大字棚塩地内）

敷地面積 約 8 ha

【案内図】 別紙 1 のとおり

(3) 施設（建物及び設備）の概要

建物	棟数	導入設備	備考
選木施設	1 棟	・選木機、原木用放射線検知装置等	※原則として木造とする
剥皮施設	1 棟	・リングバーカー等	※原則として木造とする
製材工場	1 棟	・ラミナ製材装置一式・乾燥装置 ・その他設備等一式（集塵装置、天井クレーン、J A S 試験機、放射線検知装置等）	※一次側電気工事、エア配管工事を含む。
集成材製造工場	1 棟	・ラミナグレーディング装置一式	※一次側電気工事、エア配管工事を含む。
		・フィンガー加工装置一式	
		・ラミナ仕上げ加工装置一式	
		・プレス装置一式	
		・製品仕上げ加工装置一式	

建物	棟数	導入設備	備考
		・その他設備等一式「集塵装置、天井クレーン、JAS試験機、放射線検知装置等」	
製品倉庫	1棟		※原則として木造とする
事務所棟	1棟		※原則として木造とする

(4) 上限事業費

55億2千万円

4. 応募要件

次の(1)から(6)の要件を満たす法人の単体又はコンソーシアム(複数法人の連合体)とします。なお、コンソーシアムによる応募の場合には、構成員間で協定を締結し、代表者である幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人は次の(1)、(2)及び(4)から(6)の要件を満たす必要があります。また、申請書及び企画提案書は幹事法人が提出してください。

- (1) 相双地域(相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡)に本店又は支店を有していること。
- (2) 施設等の維持管理及び生産活動について、責任及び役割が明確にされていること。
- (3) 集成材の製造に関して、日本農林規格による中・大断面集成材の製造実績を有していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当しない者であること。

※ コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員になることや法人単体として応募することはできません。

5. 実施手順

管理運営者選定までの実施手順は、以下のとおりです。

内容	期間等
募集要領の公表	平成 30 年 6 月 4 日（月）
質問書提出期限	平成 30 年 6 月 19 日（火）17 時（必着）までに 様式 2 の「質問書」に質問内容を記載の上、「8. 質問書・ 応募書類提出先」に記載のメールアドレスあて電子メール で提出してください。
質問書に対する 回答	平成 30 年 6 月 21 日（木）までに 浪江町ホームページに掲載します。 早めに提出された「質問書」に対しては、期限を待たず に順次回答を掲載します。
応募書類提出期 限	平成 30 年 7 月 13 日（金）17 時（必着）までに 様式 1 の「送付書」及び様式 3～14 の「企画提案書」 を「8. 質問書・応募書類提出先」まで郵送にて提出し てください。
一次審査結果及 び二次審査通知	平成 30 年 7 月 26 日（木）頃 応募の状況によって前後する場合があります。
二次審査（プレ ゼンテーション）	平成 30 年 8 月 2 日（木） 応募の状況によって前後する場合があります。
審査結果の通知 及び公表	平成 30 年 8 月 3 日（金） 応募の状況によって前後する場合があります。

6. 応募方法

応募者は、募集する企画提案内容のすべてを提案するものとし、内容の一部のみを提案することはできません。また、施設の管理運営者は第三者に対して施設の転貸や運営の委託を行うことはできませんので、あらかじめその提携先も含めた連合体により、応募してください。

<応募書類>

提案項目	提案枚数	様式
応募書類送付書	1 枚	様式 1
宣誓書	1 枚	様式 3
1. 法人等の概要	1 枚（添付資料 は日本工業規格 A4サイズで20 枚まで）	様式 4
2. 業務全体の実施方針	1 枚	様式 5

	① 業務に対する取組み姿勢		
	② 業務全体の統括管理		
3. 業務実施体制			
	①業務全体の実施体制	1枚（添付資料は日本工業規格A4サイズで5枚まで）	様式6
	② 生産活動の業務実施体制	1枚（添付資料は日本工業規格A4サイズで5枚まで）	様式7
4. 業務計画		任意（業務計画全体で日本工業規格A4サイズで20枚まで）	
	① 生産計画		様式8
	② 工場レイアウト、生産ライン		様式9-1, 9-2
	③ 原木安定供給計画表		様式10
	④ 品目別販売計画表		様式11
	⑤ 製造工程フロー図		様式12
	⑥ 機械設備の生産能力		様式13
	⑦ 概算事業費積算書		様式14

<提出部数>

正本1部、副本14部

7. 応募に当たっての留意事項

この企画提案の応募に係るすべての経費は、応募者の負担とし、提出された応募書類は返却しません。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出することはできません。ただし、町が必要と判断した場合、追加書類の提出を求めることがあります。

次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とし、管理運営者の決定があった後も取消しの上、失格とします。

- (1) 提案書の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない場合
- (2) 応募に関して不正な行為をした場合
- (3) 提案書に虚偽もしくは重大な過失のある記載があった場合
- (4) 参加する資格の無い者が提案をした場合
- (5) 提案に必要な書類が不足している場合

(6) 概算事業費積算額が上限事業費を上回っている場合

8. 質問書・応募書類提出先

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2

浪江町役場産業振興課

担当 磯貝

E-mail : namie15040☆town.namie.lg.jp

※電子メール送信の際は、☆を@に置き換えてください。

※質問事項は、「質問書」により必ず電子メールで提出くださいますようお願いいたします。電話での問合せはできません。

9. 審査・採択について

(1) 審査方法

管理運営者の選定にあたっては、審査委員会で審査を行い決定します。一次審査（書面審査）を行い、その結果を全応募者に通知します。一次審査において一定以上の評価のあった提案については、二次審査として提案内容に関する30分程度のプレゼンテーションを行っていただきます（なお、プレゼンテーションに参加しない応募者の提案は無効とします）。プレゼンテーションにおいては、事前に提出した企画提案書（書面）に基づき説明を行うものとし、プロジェクター・パソコン等の使用並びに追加の資料配布は認めません。

(2) 評価基準

別表のとおり。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択結果については、浪江町ホームページで公表するとともに、当該提案応募者に対しその旨を通知します。

10. 採択後の手続き

採択後、町と本事業の円滑な実施に必要な事項を定めた協定を締結し、これをもって管理運営者とします。管理運営者は、平成30年度に町が別に行う実施設計に際し、管理運営者の立場から設備等の要求水準等を提示していただ

きます。

また、町が別に定める期日までに企画提案内容に基づく以下の書類を提出していただきます。

※提出を求める書類

- 全ての導入設備に係る見積書、カタログ、仕様書
- 全ての導入建物における建設単価の根拠資料
- 素材の調達に係る原木安定取引協定書
- 管理運営者の本施設の管理運営に係る経営診断報告書
- 収支計画に関する費用対効果算出表
- その他町が指定するもの

1 1. 施設完成後の管理運営の形態

町と管理運営者は施設（機械等の設備を含む）の貸付契約（無償）及び敷地の賃借契約（有償）を締結し、管理運営者は以下のとおり管理運営を行うものとし、

- (1) 木材製品の生産を行い、管理運営者が得た収入については同施設の管理運営等の経費に充てるものとし、
- (2) 施設を管理運営する際の維持管理費（光熱水費を含む）、修繕費、有益費及び必要経費については、管理運営者の負担とし、
- (3) 施設等に事故が発生した場合に備え、補償及び損害賠償費用を負担することができる保険等に参加するものとし、それらの経費は管理運営者の負担とし、
- (4) 貸付期間は貸付契約締結時から10年が経過する日の属する年度の末日までとし、管理運営者は貸付期間中の契約を履行することを証するための預託金（機器保全関連費の1年分に相当する額）を貸付契約締結時に町に納入するものとし、貸付期間中に管理運営者の責めにより契約を解除した場合は、町は預託金を返還しません。
- (5) 契約の更新については貸付期間の最終年度に双方協議を行い、更新するものとし、
- (6) 原木の仕入れ及び製品の販売に際しては、既存の流通に影響を与えないよう、適正な価格を設定するものとし、

なお、貸付契約にあたっては地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により議会の議決に付し、議決を得た後に契約を締結します。可決されなかった場合は、管理運営にこのことによる損害が生じた場合において、町は一切その賠償の責めに応じないものとし、

12. 想定スケジュール（変更の可能性有り）

2018年6月～7月 管理運営事業プロポーザル実施
8月頃 採択、協定締結 → 管理運営者決定
8月～9月頃 設計施工一括発注プロポーザル実施
10月頃 設計着手
～2019年3月頃 施工着手
～2019年度中 完成、貸付契約、操業開始